

令和3年度 J A松任無人へリ防除実施日程

(水稲) 早生・中生品種

1 回 目 防 除	実施日	実施地区	実施町内
	7月23日 (金)	松任	倉光町
		林中	乙丸町・菅波町・田地町・坊丸町・木津町・今平町 上二口町・平松町・剣崎町・三浦町・安吉町
	7月24日 (土)	石川	源兵島町・水澄町・福留町・四ツ屋町・水島町 上安田町・福永町・出合島町・番田町・川北
	7月25日 (日)	御手洗	村井新町・相川町・相川新町・竹松町
		出城	成町・村井町・北安田町
		一木	村井町・宮丸町・米永町
		宮保	小川町・宮保高松、宮保番出、宮保町
		笠間	笠間町・黒瀬町・松本町・北島町 米光町・阿弥陀島町
	7月26日 (月)	旭	宮永町・福増町・宮永新町・中新保町・八田中町 八田町・一塚町・倉部町
郷		横江町・番匠町 G松任 (横江町・番匠町)	

2 回 目 防 除	実施日	実施地区	実施町内
	7月30日 (金)	松任	倉光町
		林中	乙丸町・菅波町・田地町・坊丸町・木津町・今平町 上二口町・平松町・剣崎町・三浦町・安吉町
	7月31日 (土)	石川	源兵島町・水澄町・福留町・四ツ屋町・水島町 上安田町・福永町・出合島町・番田町・川北
	8月1日 (日)	御手洗	村井新町・相川町・相川新町・竹松町
		出城	成町・村井町・北安田町
		一木	村井町・宮丸町・米永町
		宮保	小川町・宮保高松、宮保番出、宮保町
		笠間	笠間町・黒瀬町・松本町・北島町 米光町・阿弥陀島町
	8月2日 (月)	旭	宮永町・福増町・宮永新町・中新保町・八田中町 八田町・一塚町・倉部町
郷		横江町・番匠町 G松任 (横江町・番匠町)	

(水稻) 晩生品種

1 回 目 防 除	実施日	実施地区	実施町内
	7月30日 (金)	松任	倉光町
		林中	乙丸町・菅波町・坊丸町・木津町・今平町 上二口町・平松町・剣崎町
	7月31日 (土)	石川	福留町・四ツ屋町・上安田町
	8月1日 (日)	一木	宮丸町・米永町
		宮保	小川町
		笠間	笠間町・黒瀬町
	8月2日 (月)	旭	宮永市町・八田町・一塚町・倉部町
		郷	番匠町

2 回 目 防 除	実施日	実施地区	実施町内
	8月11日 (水)	松任	倉光町
		林中	乙丸町・菅波町・坊丸町・木津町・今平町 上二口町・平松町・剣崎町
		石川	福留町・四ツ屋町・上安田町
		宮保	小川町
		笠間	笠間町・黒瀬町
		旭	宮永市町・八田町・一塚町・倉部町
		一木	宮丸町・米永町
		郷	番匠町

令和3年度 水稲無人へり防除散布薬剤について

薬剤名 適用病害虫	ビームエイト スタークルゾル 1回目・2回目	バリダシンエアー 1回目	ビームエイト トレボンゾル 1回目 (ラーバン)	キラップ フロアブル 2回目 (ラーバン)
いもち病	○		○	
紋枯病		○		
ウンカ類	○		○	○
カメムシ類	○		○	○
ツマグロヨコバイ	○		△(空散)	
イネドロオイムシ				○
希釈倍率	8倍	8倍	5倍	16倍
10a 必要量	100ml	100ml	160ml	50ml
収穫前日数	7日前まで	7日前まで	14日前まで	14日前まで

令和3年度 水稻無人ヘリ防除安全対策について

安全に十分配慮し、事故の無いよう万全の注意を払い実施致します。

周辺施設等への対策

- ・ 散布時間は午前5時から正午の予定で、主要道路、通学路、住宅周辺は早朝に散布いたします。
- ・ 鉄道に隣接する防除対象ほ場については、架線または架線に隣接する農道から20m以内は除外区域とし、ヘリコプターは立ち入りません。

悪天候による対応

- ・ 雨天、強風等により散布出来なかった場合、散布日が翌日以降の午後に順延する場合があります。
- ・ 雨天、露、強風（風速3m以上）等の原因により、無人ヘリによる防除が困難かつ危険と考えられる場合、協議の上、防除を中止します。

飛散防止対策

- ・ 他の作物が栽培されている周辺は、風の弱い時間帯に優先して散布が行えるように事前調査し、十分注意して行います。
- ・ ドリフト低減ノズルを使用しているため、従来のノズルより薬剤の飛散は低減します。

散布前及び散布中の注意事項

- ・ 電線がある圃場では、電線と並行に枕地散布を行い、オペレーターは電線側に立って散布を行い、電線に向っての飛行は行わない
- ・ 広い圃場で家屋や電線がある場合は、電線の手前まで散布を行い、一旦散布を止め、機体を着陸させ安全な散布方向を決めてから散布を開始し、家屋や電線に向っての飛行は行わない。

操縦者の心掛け

- ・ 安全操縦に専念できる心身の健康状態の確認を行う。
- ・ 使用前に機体の点検を必ず行う。
- ・ 使用後における機体の点検と清掃の励行。
- ・ 点検し機体の状態が不備の場合は整備を行う。
- ・ 気持ちと時間にゆとりを持って、自分のペースであせらない。
- ・ 建物があっても電線が見えなくても、ナビゲーターに確認させる。
- ・ 障害物には向わない、やむを得ない場合は早めのターンを行う。

下記の安全ガイドラインもご参照ください。

(外部リンク) 農林水産省：無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン

https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/attach/pdf/120507_heri_mujin-129.pdf

問い合わせ先

J A 松任営農部営農資材課

TEL076-274-1471 Fax076-274-1483